

2 個別労働関係紛争事件の概要

(1) 取扱件数

本年の取扱件数は、前年からの繰越し2件、新規受付の2件で、すべて労働者からの申請となっている。

うち2件は解決、2件は不開始で終結した。

表6 個別労働関係紛争の年次別取扱状況

区分		年	29	30	元	2	3
取扱件数	前年からの繰越し		1				2
	新規受付		2	5	3	4	2
	合計		3	5	3	4	4
		うち使用者申請件数					
終結区分別 件数	終結	解決	1		1	1	2
		取下げ					
		打ち切り（不調）	1				
		不開始	1	5	2	1	2
		合計	3	5	3	2	4
	翌年へ繰越し					2	

(2) 産業別取扱状況

新規取扱事件を産業分類別でみると、医療、福祉が2件、教育、学習支援業が1件、サービス業が1件となっている。

表7 産業別取扱状況

大分類 \ 年	29	30	元	2	3
農業、林業、漁業					
鉱業、採石業、砂利採取業					
建設業					
製造業	1		1	1	
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業					
運輸業、郵便業					
卸売業、小売業		1		1	
金融業、保険業		1			
不動産業、物品賃貸業					
学術研究、専門・技術サービス業					
宿泊業、飲食サービス業					
生活関連サービス業、娯楽業					
医療、福祉			1	1	2
教育、学習支援業					1
複合サービス業					
サービス業	1	2	1	1	1
公務		1			
分類不能の産業					
合計	2	5	3	4	4

(3) 企業規模別取扱状況

新規取扱事件を企業規模別にみると、従業員数50人未満が1件、100～200人未満が1件、300人以上が2件となっている。

表8 企業規模別取扱状況

企業規模	年	29	30	元	2	3
50人未満		1	1	1	2	1
50～100人未満			1	1		
100～200人未満					1	1
200～300人未満			2			
300人以上		1	1	1	1	2
未調査						
合 計		2	5	3	4	4

(4) 調整事項別取扱状況

取扱事件の調整事項は延べ7件となっている。取扱事件1件あたりの調整事項は1.75件である。

表9 調整事項別取扱状況

調整事項	年	29	30	元	2	3
賃金及び手当		2	1		3	3
賃金減額						
退職金						1
一時金					1	1
その他賃金に関する事		2	1		2	1
賃金以外の労働条件			4		4	2
労働時間・休暇					2	1
社会保険・労働保険			1		1	1
その他労働条件に関する事			3		1	
経営及び人事		3	3	3	3	1
解雇・雇止め		1	2	1	2	1
配置転換		1				
その他経営人事に関する事		1	1	2	1	
人間関係（いじめ・嫌がらせ）			1	2	2	1
その他			1		1	
合 計		5	10	5	13	7

※点線内の数字は、内数である。

(5) 事件の処理日数

あっせん員を指名した事件において、調整開始から終結までの処理日数の平均は以下のとおりとなっている。本年の平均処理日数は、26 日である。

表 10 終結所要日数別取扱状況

処理日数 \ 年	29	30	元	2	3
10 日以内					
11～20 日				1	1
21～30 日	1		1		
31～40 日	1				1
41～50 日					
51～60 日					
61～70 日					
71～80 日					
81 日以上					
合 計	2	0	1	1	2
総処理日数	64	—	29	19	53
平均日数	32	—	29	19	26

※処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数

(6) 事件一覧

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日 終結年月日	終結 区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせ ん員
1	令和 2 年 (個) 第 3 号 あっせん 【医療・福祉業】	・解雇に対する解決金の支払い 〔解雇・雇止め〕 有期労働契約における期間途中でのやむを得ない事由のない解雇であるとして、解決金の支払いを求めた事案。 申請者は、期間満了前に正当な理由なく解雇されたと主張し、解決金と被申請者の謝罪を求めた。 一方、被申請者は、申請者が自ら退職したため、謝罪には応じられないが、解決金は支払う用意があると述べた。 あっせん員が申請者に被申請者の意向を伝えたところ、この紛争を長引かせたくないとの意向を示し、被申請者の主張を受け入れたため、協定書を締結し、本件紛争は解決した。	労	2. 12. 21 3. 2. 26	解決	1	36	橋本 桂 川上(裕) 手塚

2	令和2年 (個) 第4号 あっせん 【サービス業】	・有給休暇未消化分の買取り 〔労働時間・休暇〕 ・離職票が遅れている理由の 説明書面の交付 〔社会保険・労働保険〕	労	2. 12. 23 ----- 3. 1. 13	不開始	—	—	—
		会社担当者の話を信じ、自分は年次有給休暇がないと思い、取得しなかったとして、有給休暇未消化分について金銭補償を求めた事案、及び離職票の送付が遅れている理由の説明を書面で求めた事案。 あっせん参加について被申請者に確認したところ、申請者が求める有給休暇の買取りには応じられないとして、参加を拒否したため、あっせんは不開始となった。						
3	令和3年 (個) 第1号 あっせん 【医療・福祉業】	・退職に関する未払い賃金及 び慰謝料の支払い 〔退職金・一時金・人間関係〕	労	3. 6. 28 ----- 3. 8. 12	解決	1	17	川上 (丈) 小松 鍋島 渡邊
		退職に関する未払い賃金及びパワハラに対する慰謝料の支払いを求めた事案。 あっせん当日、申請者は、あっせん事項に加え、退職理由の変更（自己都合から会社都合に変更）等を主張した。 これを受け、あっせん員が労使双方の意向を踏まえて、調整した結果、紛争の早期解決の観点から、被申請者が申請者に対し解決金を支払うこと、法令遵守及び職場環境の改善項目を入れること等を内容とした協定書を締結することで労使双方が合意したため、本件紛争は解決した。						
4	令和3年 (個) 第2号 あっせん 【教育・学習支援業】	・未払い残業代及び休日出勤 手当の支払い 〔その他賃金に関すること〕	労	3. 12. 8 ----- 3. 12. 23	不開始	—	—	—
		業務時間外労働における未払い残業代及び休日出勤手当の支払いを求めた事案。 あっせん参加について被申請者に確認したところ、本事案については適切に対応しており、未払いはないことから、申請者が求める支払いには応じられないとして、参加を拒否したため、あっせんは不開始となった。						

※処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数